

入札説明書

次の契約に係る入札については、本件契約に係る入札の公告（以下「入札公告」という。）及び関係法令等に定めるもののほか、本入札説明書の定めによるものとする。

1 入札公告の日

令和8年7月1日

2 入札に付する事項

- (1) 件名 和歌山市プレミアム付商品券発行運営業務
- (2) 委託番号 193
- (3) 概要 仕様書のとおり
- (4) 履行期間 仕様書のとおり
- (5) 入札参加形態 入札公告1の(5)のとおり

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告2のとおり

4 担当部局

- (1) 本件契約に係る入札について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市財政局財政部調達課業務契約班
電話番号 073-435-1033
FAX番号 073-435-1259
- (2) 本件契約に係る仕様・契約について
和歌山市七番丁23番地
和歌山市産業交流局産業部商工振興課
電話番号 073-435-1233
FAX番号 073-435-1256

5 参加表明

- (1) 競争入札参加表明書の入手方法
和歌山市ホームページからのダウンロードとする。
和歌山市ホームページ
<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>
- (2) 競争入札参加表明書の提出期間、場所及び方法
入札公告3の(3)のとおり

6 仕様書等に関する質問方法

- (1) 質問方法
仕様書のとおり
- (2) 問い合わせ先
上記4の(2)に同じ。

7 入札（現場）説明会

入札公告3の(5)のとおり

8 入札（開札）等

(1) 担当部局

上記4の(1)に同じ。

(2) 入札（開札）の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札公告3の(6)のとおり

(3) 入札（開札）における注意事項

ア 入札条件を遵守すること。

イ 入札書は、入札（開札）の日の当日、所定の入札（開札）の開始時刻までに持参し、入札箱に投入すること。なお、入札（開札）の開始時刻後においては、入札執行場所への入室を認めないため、本件契約に係る入札に参加することができない。

ウ 代理人をして入札しようとするときは、入札権限を委任した旨の記載した委任状を提出すること。

エ 入札公告及び仕様書に定める要件を満たし、確実に履行可能である場合に限り入札を行うものとする。

(4) 金額の記載方法

入札は事務費の総額（プレミアム付加原資分の費用を除く）で行うものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する額を減じず入札書に記載すること。

9 競争入札参加資格確認申請等

本件契約に係る入札において落札予定者となった者は、入札公告2に掲げる入札参加資格を有することの確認（以下「資格確認」という。）を受けるため、次のとおり競争入札参加資格確認申請書（事後審査型）（以下「申請書」という。）及び入札参加資格を確認する資料（以下「確認資料」という。）を提出すること。

なお、入札公告3の(7)に掲げる提出期限までに申請書及び確認資料を提出しない者は失格、資格確認により入札参加資格を有しないと認めた場合は、その者のした入札を無効とし、その旨を通知したうえで次順位の者を落札予定者として審査を行い、適格者が確認できるまで順次審査を行うものとする。

また、資格審査により入札参加資格を有すると認め、落札者を決定した場合はその旨を入札参加者に通知するものとする。

(1) 申請書様式等の入手方法

和歌山市ホームページからのダウンロードとする。

和歌山市ホームページ

<https://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

(2) 申請書及び確認資料の提出期限、場所及び方法

入札公告3の(7)のとおり

(3) 申請書及び確認資料に関する問い合わせ先

上記4の(1)に同じ。

(4) 申請書の記載方法

和歌山市契約規則（平成15年規則第83号）及び和歌山市物品等調達業者競争入札参加資格審査基準に基づく競争入札参加有資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録されている本店（主たる営業所）における商号又は名称等を申請書に記載すること。ただし、代表者から和歌山市との契約締結権限の委任を受けた者が在籍する支店等が資格者名簿に登録されている場合は、当該支店等における商号又は名称等を申請書に記載すること。

(5) 確認資料の作成方法

確認資料は、次のとおり作成し、申請書に添付すること。

ア 入札公告2の(7)に掲げる登録を受けていることを証する書類

一般財団法人日本情報経済社会推進協会におけるプライバシーマーク制度の認定又はこれと同等以上の

資格を取得していることを証する書類を提出すること。ただし、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出する日において有効なものに限る。

イ 入札公告2の(8)に掲げる契約を履行した実績(以下「履行実績」という。)を有することを証する書類

(ア) 履行実績について、別添交付書類の「履行実績調書」に記載し、提出すること。なお、記載する同種の履行実績の件数は1件でよい。

(イ) 履行実績を有することを確認することができる資料として、履行実績調書に記載した契約に係る契約書の写し、仕様書等の写し等を提出すること。

(6) 競争入札参加資格確認通知

落札予定者の資格確認は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、本件契約に係る申請書及び確認資料の提出期限の日の翌日から起算して3日(休日等(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。以下同じ。))を除く。)以内に競争入札参加資格確認通知書により通知する。

(7) 入札参加資格を有しない場合の理由の説明

資格確認により入札参加資格を有しないと認めた者は、入札参加資格を有しないと認めた理由について、次のとおり文書により説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記9の(6)の競争入札参加資格確認通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を含む。)後の日の午後5時まで

ただし、提出期限の日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日の同時刻までとする。

イ 提出場所

上記4の(1)に同じ。

ウ 提出方法

持参、郵便又は信書便(提出期間内に到着したものに限る。)によるものとし、電送によるものは受け付けない。

(8) その他

ア 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書及び確認資料は、競争入札参加資格の確認以外には提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

エ 申請書及び確認資料の提出期限以降における申請書又は確認資料の差替え及び再提出は認めない。

オ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をしたとき、提出期限までに提出がなかったとき、及び入札参加資格を有しないことが明らかである場合は、和歌山市物品等調達業者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

カ 入札書の提出があったときは、地方自治法施行令、和歌山市契約規則及び仕様書承諾のうえ、仕様書規定どおりの履行が可能であることを申請者自ら証明したものとする。

10 その他

(1) 前払い制度

入札公告4の(1)のとおり

(2) 部分払い制度

入札公告4の(2)のとおり

(3) 議会の議決

入札公告4の(3)のとおり

(4) 入札保証金

入札公告4の(4)のとおり

(5) 契約保証金

入札公告4の(5)のとおり

(6) 最低制限価格の設定

入札公告4の(6)のとおり

(7) 契約書作成の要否

入札公告4の(7)のとおり

(8) 入札の無効

入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 手続における交渉の有無

無し